



荒川区新型コロナウイルス感染症拡大防止対策設備投資等支援事業補助金

募集期間

2020年6月5日から2021年3月31日まで

目的

荒川区では、区内中小企業者の皆様が、新型コロナウイルス感染症の拡大防止等の対策として行う、テレワーク、飲食店のテイクアウト等の取組みを支援することを目的とした補助を行います。試用等を含め、実際に設備等を導入する前にご相談ください。

支援内容

【荒川区新型コロナウイルス感染症拡大防止対策等設備投資補助】

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に取り組むために行う設備の設置及び新型コロナウイルス感染症の影響で消費需要の増加が見込まれる分野への対応に資する設備の設置

▼対象となるもの（例示）

- ・テレワーク環境の整備に係る設備（パソコン含む）
- ・テレビ会議システム（Webカメラ、スピーカー含む）
- ・グループウェア等のコミュニケーションツール
- ・勤怠管理システム等の業務効率化に係るソフトウェア、クラウドサービス
- ・空気清浄機等の滅菌・消毒・換気設備
- ・テイクアウト、宅配サービスに要する設備（車両本体は不可・付属品は可）
- ・電子商取引（インターネット販売）の導入

※システム、サービスの利用料が月額の場合、令和3年3月31日までに支払った月額料金が補助対象となります。

【荒川区新型コロナウイルス感染症拡大防止対策等マーケティング事業補助】

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に取り組むために行うマーケティング事業及び新型コロナウイルス感染症の影響で消費需要の増加が見込まれる分野への対応に資するマーケティング事業

▼対象となるもの（例示）

- ・飲食店等がテイクアウト、宅配サービス等を開始・拡充するために行う、マーケティング事業（ホームページの作成・改修、チラシ作成・配布等の委託費）

支援規模

補助率2分の1

※注釈1 補助額が合計100万円となるまで2つの補助メニューを各1回ずつ利用できます。

対象者の詳細

以下のすべての要件に該当する事業者が対象となります。

1. 中小企業基本法に規定する中小企業者
2. 荒川区内に本社（会社は登記上の本店所在地、個人事業主は主たる事業所）を有することとなった日から起算して、1年以上区内で継続して事業を営み、かつ、引き続き区内で事業を継続する意向のある者
3. 大企業が経営に実質的に参画していない者
4. 申告の完了した直近の事業年度分法人都民税又は平成31年度（平成30年分）個人住民税を滞納していない者
5. 荒川区暴力団排除条例（平成24年荒川区条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団関係者がその経営に関与しない者
6. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業等を営む事業者でない者
7. その他、区長が補助金を交付することが適当でないと認める事業者でない者

対象地域



お問い合わせ

商業・サービス業の中小企業者
産業振興課商業振興係

〒116-8501

荒川区荒川二丁目2番3号（本庁舎6階1番窓口）

電話：03-3802-3111（内線：468）

製造業、建設業、運輸業その他の業種（商業・サービス業を除く）の中小企業者
経営支援課経営支援係

〒116-8501

荒川区荒川二丁目2番3号（本庁舎6階5番窓口）

電話：03-3802-3111（内線：459）

担当者

会社名：一般社団法人財務セカンドオピニオン協会

担当：橋本

住所：東京都港区高輪3-25-22高輪カネオビル

当サービスは業務委託先が提供しており、サービス内容・品質については一般社団法人財務セカンドオピニオン協会が保証するものではありません。
サービスのご利用はお客さまの判断の元で行なってください。万一サービス提供を受けた結果損害が生じても、一般社団法人財務セカンドオピニオン協会は責任を負いかねます。

補助金、助成金検索サービスである業務委託先へお客さま情報(企業情報)を提供し作成した資料となっております。

《お客さま情報(企業情報)お取り扱いについて》

提供先：株式会社グランドツー（住所：東京都渋谷区南平台町3-13 新掘ビル3F電話：03-6427-0944）

利用目的：株式会社グランドツーはお預かりした情報を補助金、助成金検索の目的で利用します。

提供される内容：該当する可能性がある補助金、助成金